

大台町監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和7年12月25日

大台町監査委員 山本 晃史  
大台町監査委員 岸 良 隆

# 令和7年度 財政援助団体に対する監査報告書

## 1 大台町監査基準への準拠

この監査は、大台町監査基準（令和2年大台町監査告示第1号）に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

## 3 監査の対象

大台町が補助した2団体の当該補助金にかかるもので、その出納その他それに関した事務について監査を行った。

対象団体	補助金名称
三重県立昂学園高等学校友の会	三重県立昂学園高等学校友の会補助金
大台町商工会	大台町商工会補助金

## 4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

- (1) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (2) 事業計画に沿った事業が実施されているか、また、実施事業が変更された場合、事業計画承認変更により承認を受けているか。
- (3) 事業の完了時の実績報告は行われているか。
- (4) 補助金に係る現金出納簿等会計経理は適正に行われているか。
- (5) 補助金額の算定、交付方法、交付時期は適正に行われているか。

## 5 監査の実施内容

補助金交付団体の令和6年度の補助金に係る事務が、大台町補助金等交付規則並びに各事業別補助金交付要綱等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、補助金交付団体及び所管課から提出された関係書類を、事前監査し、所管課から説明を求めるなどにより実施した。

## 6 監査の日程

令和7年10月28日（火）

時 間	対象団体	補助金名称	担当課
9:00～10:00	三重県立昂学園高等学校友の会	三重県立昂学園高等学校友の会補助金	戦略企画課
10:10～11:10	大台町商工会	大台町商工会補助金	産業課

## 7 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況については、概ね適正に処理されていると認められた。今後も補助金交付規則や各要綱等に基づき、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

監査の結果等に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

### (1) 補助金の状況

#### 三重県立昂学園高等学校友の会補助金の状況

区分	内容
補助金の名称	三重県立昂学園高等学校友の会補助金
補助金交付団体の名称	三重県立昂学園高等学校友の会
事業補助金交付規則又は要綱等	三重県立昂学園高等学校友の会補助金交付要綱 (令和3年7月16日施行)
補助金の目的	町の持続可能性に寄与する取組として、三重県立昂学園高等学校（以下「昂学園高校」という。）友の会が実施する昂学園高校の定員確保及び存続にかかる高校魅力化に繋がる事業に対して交付する。
補助金の額	1,467,592円
事業の内容	(1) 県外生徒受入れに関する事業 (2) 魅力発信に関する事業 (3) 地域連携に関する事業 (4) 健康相談事業 (5) その他町長が認める事業

## 大台町商工会補助金の状況

区分	内容
補助金の名称	大台町商工会補助金
補助金交付団体の名称	大台町商工会
事業補助金交付規則又は要綱	大台町商工会補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）
補助金の目的	大台町商工会が、本町商工業の総合的な改善発達に寄与することを目的とし、商工会法第11条に規定する事業を行うとき、町長が必要と認めた場合において、補助金を交付する。
補助金の額	7,000,000円
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。</li> <li>(2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</li> <li>(3) 商工業に関する調査研究を行うこと。</li> <li>(4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。</li> <li>(5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。</li> <li>(6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。</li> <li>(7) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。</li> <li>(8) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。</li> <li>(9) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。</li> <li>(10) 前各号に掲げるもののほか、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理し、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</li> </ul>

## (2) 意 見

補助金の交付にあたっては、大台町補助金等交付規則及び各補助金別に定められた補助金交付要綱等を遵守し、事業を実施していただきたい。また、目的の達成やその効果は十分に発揮されているかなどを検証し、補助事業の適正化を図られたい。

財政援助団体に対しては、補助事業の遂行にあたって会計管理の明確化を図るため経理関係書類等の整備を的確に行うよう指導されたい。

### 【個別事項】

#### ア 三重県立昂学園高等学校友の会補助金（担当課：戦略企画課）

三重県立昂学園高等学校友の会補助金について、寮生を対象に支給する生活支援金（872,000円）を補助対象経費として交付しているが、交付要綱第3条で規定された補助対象経費に当該経費の規定はなく、「その他町長が認めるもの」として交付している。

団体から提出された申請書等には経費の内訳が記載されているものの、町が生活支援金を「その他町長が認めるもの」として認めた事実を確認することができなかった。要綱に規定された経費以外の経費を補助対象経費として認めるときは、交付決定を行う際に「その他町長が認める経費」として、起案文書に記載し決裁を受けるなど、対象経費を明確にした上で、交付決定を行われたい。

また、恒常的に補助する経費については、補助金交付要綱を改正し補助対象経費として規定することも検討されたい。

#### イ 大台町商工会補助金（担当課：産業課）

特に指摘すべき事項は認められなかった。